

徳島県教育委員会

教育長 中川 齊史 殿

徳島県小中学校管理職員協議会

会長 近 藤 太

第57回定期大会に基づく身分保障・処遇・教育諸条件の改善等に関する要望

徳島県教育委員会におかれましては、平素から教育管理職員の身分保障・処遇・教育諸条件の見直しや改善に、真摯に取り組まれていることに対し敬意を表します。

さて、私たちは、去る6月2日に第57回徳島県小中学校管理職員協議会（徳管協）定期大会を開催し、身分保障・処遇・教育諸条件の改善等を中心とする本年度の活動方針・具体的な活動目標を決議いたしました。また、この決議事項をもとに第2回徳管協理事会において、以下のように要望事項を決定いたしました。

県財政の厳しい状況下ではありますが、良識ある本会の総意として十分ご検討いただき、要望が実現されますようお願い申し上げます。

なお、要望事項には、国及び市町村レベルの内容も含めていますが、文部科学省等関係機関に私たちの声を届けていただき、教育施策に反映されますようお願いいたします。

要 望 事 項

1 身分保障・処遇改善

- ◎ (1) 教職員給与制度を見直し、教育の職責に応じたメリハリのある給料表の完全な6級制の制度化を図ること。特に、生活の基盤である給与又は期末・勤勉手当等の減額は絶対避けること。また、管理職員の勤務の実態に見合うとともに管理職員不足解消のため管理職手当と退職手当の増額を図ること。
- (2) 副校長・教頭の俸給加算額（7,500円：2%以下）の改善を図ること。
- ◎ (3) 小学校・中学校の教職員給与と高等学校の教職員給与を一本化にすること。
- (4) 校長の権限強化と副校長・教頭の処遇改善を図ること。
- (5) 管理職手当を期末・勤勉手当及び退職手当算定基礎へ繰り入れること。
- (6) 「人材確保法」の趣旨の堅持と「新たな人材確保法」の制定を求める。また、「義務教育費」の負担率1/3を1/2へ、その後更に全額国庫負担化の早期実現を図ること。（文部科学省）
- (7) 義務教育等教員特別手当の支給額の維持・改善を図ること。
- ◎ (8) 女性管理職の積極的な登用を図ること。
- (9) 人事委員会制度を堅持し、勧告を尊重すること。
- (10) 「教職員の育成・評価システム」、功績表彰の適正な運用を図ること。（県・市町村教育委員会）
- ◎ (11) 令和5年度より開始となった定年延長制を踏まえて、本人の希望を尊重した役職定年後の働き方とともに、教育管理職の経験を生かせる職種拡大の整備を進めること。
- ◎ (12) 定年延長制については、「役職定年制」の特例として認められる「特定管理監督職群」の具体的な情報提供と積極的な運用を図ること。
- (13) 役職段階別加算制度の改善（校長一律20%、副校長・教頭15%）を図ること。
- ◎ (14) 管理職員特別勤務手当の支給要件の拡大と請求手続きの簡素化を図ること。
支給要件の拡大については、修学旅行等宿泊行事において管理職員が引率して行う指導業務で泊を伴うものを適用すること。
また、特に次の週休日・代休等における勤務や参加を適用すること。
 - ① 学校設備の修繕工事等の管理・立会
 - ② 県小中学校長会及び教頭会の総会、研修会、理事会等の参加

◎(15) 併設型及び一貫校の小・中学校を兼務する校長の処遇改善を図ること。

◎(16) 市町村立小中学校事務室長の管理職員への指定を図ること。

2 教育諸条件の改善・充実

◎(1) 義務標準法の改正による少人数学級の年次的・計画的な拡大を関係省庁へ強く働きかけること。

◎(2) 少人数指導、児童生徒支援、特別支援教育等の個別の教育課題への加配定数の確保を関係省庁へ働きかけること。

◎(3) いじめ・不登校問題等の早期解決のための人的配置の増員を図ること。

- ① 生徒指導及び教育相談担当教員の枠外配置
- ② スクールカウンセラーの相談時間の拡充
- ③ スクールソーシャルワーカー及び巡回相談員の増員
- ④ 法的な専門相談員としてのスクールロイヤーの派遣

◎(4) 新学習指導要領に伴う、円滑な教育活動実施のための教育環境の整備と充実を図ること。

- ① 小学校における英語専科教員の増員
- ② プログラミング教育に特化した支援員の配置
- ③ GIGAスクール構想の目的実現のための専門的支援体制の推進
ア 教員研修の支援、技術面・指導面の助言
イ GIGAスクールサポーター
ウ ICT支援員の配置

◎(5) 小学校の高学年はもとより中学年における「教科担任制」に係る配置を図ること。

◎(6) 中学校における免許外教科担任の解消を図ること。

- ① 非常勤講師等の配置による解消

◎(7) へき地・小規模校に複式学級解消及び教頭の学級担任解消を図る加配教員を配置すること。

- (8) 養護教諭・事務職員の全校配置及び大規模校等への複数配置を図ること。

◎(9) 小学校長の幼稚園長兼務の解消を図ること。(市町村教育委員会)

◎(10) 教頭の全校配置（当面3学級以上の学校）と大規模校等への複数配置の拡充を図ること。

- (11) 教員免許更新制廃止に伴う新研修制度が過重負担にならないように方策を図ること。

- (12) 図書費、教材費等の使途の適正化・明確化の指導徹底を図ること。(市町村教育委員会)

◎(13) 学校の統廃合に関する適正規模・配置等手引きの機械的な適用の回避を図ること。(市町村教育委員会)

- (14) 教育の政治的中立性を尊重した改正地教行法の施行を図ること。(県・市町村教育委員会)

◎(15) 「学校の働き方改革」における教職員の多忙化解消のための具体的な方策を図ること。

- ① 臨時的任用教職員の確保できる具体的な方策
- ② 重責と激務を担う校長が心身の健康を維持し、校長の校務を遂行できるための支援
- ③ 激務にさらされている副校長・教頭の職務多忙化の減少を図るための支援
- ④ 運動部の部活動指導員の増員と文化部の部活動指導員の配置
- ⑤ 教員業務支援員の増員と条件整備の拡充
- ⑥ 支援スタッフの確保と配置充実
- ⑦ 副校長・教頭マネジメント支援員の配置充実
- ⑧ 給食費の公会計化
- ⑨ 1年単位の変形労働時間制の導入の弾力的な運用

- (16) 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について適切な措置を講じること。

3 旅費、手当の増額及び新設

◎(1) 普通旅費の増額と速やかな執行を図ること。(算定基準を明確に)

- ① 実態把握
- ② 出張の精選
- ③ 正当旅費の支給

- (2) 3号業務の県外大会の引率旅費の別途支給を図ること。
- (3) 義務研修のための旅費の確保を図ること。
- ◎ (4) 修学旅行引率旅費の増額及び引率教員の増員を図ること。
 - ① 団長・養護教諭分は別枠支給（特に学年1・2学級の場合）
 - ② 特別な支援を必要とする児童生徒に対する配慮
- (5) ヘキ地手当、地域手当の維持・改善を図ること。
- ◎ (6) 特殊業務手当については、3号業務による管理職員への特殊業務手当の支給を図ること。また、4号業務による管理職員が組織上やむを得ず部活動指導に関わった場合、特殊業務手当（部活動指導手当）の支給を図ること。

資料2

令和6年7月4日

徳島県人事委員会

委員長 井内 秀典 様

徳島県小中学校管理職員協議会

会長 近 藤 太

徳島県人事委員会に対する要望書

徳島県人事委員会におかれましては、平素から本県教育向上のため格別のご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

近年、学校を取り巻く状況は益々厳しく、生徒指導、学力・体力向上、防災教育等の課題に加え、いじめ・体罰問題や保護者への対応、5類感染症の分類に引き下げられた新型コロナウイルス感染症への対策を意識した教育課程や教育活動等、管理職にとっては学校経営上重要な課題が増すばかりであります。今後も児童生徒の安全・安心な教育環境及び学習環境の整備と学力の保障をどのように確保していくかが大きな課題となっています。

また、教職員の長時間勤務や学校現場での教員不足は改善が遅々として深刻な問題となっています。そして、教員不足と関連して教員を目指す人が減少傾向にあり、教員採用試験の倍率が低下し、優秀な人材を確保する点で大きな課題となっており、学校現場の厳しい状況に更に拍車を掛ける事態になっています。このような状況の中、私たちは教育管理職としての責務の重大性を自覚し、学校教育の充実を図るため、全教職員が協力して秩序ある学校運営の確立に努め、本県教育向上のため全力を尽くしております。

そこで、県民の負託と信頼にこたえる教育を推進するため、校長・副校長・教頭の職責に見合う身分保障・処遇及び教育諸条件の改善をお願いいたします。特に、本年度は次の諸点について要望いたします。県財政の厳しい状況下ではありますが、格段のご配慮をお願い申し上げます。

人事委員会要望事項

- 1 教育職給料表の抜本的見直しを図り、教育の職責に応じたメリハリのある給与制度の構築を図ること。
 - ① 6級制の制度化（1級講師 2級教諭 3級主幹教諭・指導教諭 4級教頭 5級副校長 6級校長）
 - ② 上記の号俸増設と給与月額増額
- 2 教頭の俸給加算額（7,500円：2%以下）の改善を図ること。
- 3 雇用と年金の確実な接続を図るために、令和5年度より開始となった定年延長制を踏まえて、本人の希望を尊重した役職定年後の働き方とするとともに、教育管理職の経験を活かせる職種拡大の整備を進めること。また、「役職定年制」の特例として認められる「特定管理監督職群」の具体的な内容の情報提供と積極的な運用を図ること。

- 4 小学校・中学校の教員給与と高等学校の教員給与を一本化にすること。
- 5 生活の基盤となる給与又は期末・勤勉手当等の減額は、絶対避けること。また、管理職員不足解消のため管理職手当の増額を図ること。
- 6 役職段階別加算制度の改善を図ること。
①校長一律20%、副校長・教頭15%、(26年以上の教諭10%)
- 7 扶養手当、住居手当、通勤手当の改善を図ること。
- 8 併設型及び一貫校の小・中学校を兼務する校長の処遇改善を図ること。
- 9 管理職員特別勤務手当の支給要件の拡大と請求手続きの簡素化を図ること。
支給要件の拡大については、修学旅行等宿泊行事において管理職員が引率して行う指導業務で泊を伴うものを適用すること。また、特に次の週休日、代休等における勤務や参加を適用すること。
①学校設備の修繕工事等の管理・立会
②県小中学校長会及び教頭会の総会、研修会、理事会等の参加
- 10 人材確保法を堅持し、同法の趣旨を踏まえ、義務教育等教員特別手当の支給額を維持すること。
- 11 管理職手当を期末・勤勉手当及び退職手当の算出基礎への繰り入れを図ること。
- 12 「学校の働き方改革」における教職員の多忙化解消のための具体的な方策を図るよう教育委員会に働きかけること。
- 13 地方公務員法改正により平成28年度より実施されている「教職員の育成・評価システム」は、教育現場の特性を考慮して適正に運用するよう教育委員会に働きかけること。
- 14 特殊業務手当については、3号業務による管理職員への特殊業務手当の支給を図ること。また、4号業務による管理職員がやむを得ず部活動指導に関わった場合、特殊業務手当の支給を図ること。

資料3

令和6年10月9日

徳島県教育委員会
教育長 中川 斉史 様

徳島県小中学校管理職員協議会
会 長 近藤 太

令和7年度当初予算編成に関する要望書

日頃は、教育管理職員の身分保障・処遇・教育諸条件の見直しや改善等に深いご理解とご配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、令和7年度当初予算編成にあたり、別紙のとおり要望いたしますので、実現のため格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

要 望 事 項

- 1 身分保障・処遇改善
- (1) 身分保障

- ① 新たな人材確保法を策定し、教育管理職の職責に見合った処遇改善を図るとともに、義務教育費国庫負担制度、を堅持し、国庫負担率を早期に2分の1へ還元し、その後、全額国庫負担化を図ること。
- ② 雇用と年金の接続に関して、次の事項について改善を図ること。
 - (ア) 年金支給開始月まで教職員が安心して教育に専念できるよう、民間の「改正高年齢者雇用安定法」に見合う「再任用制度」の抜本的な改善を図ること。
 - (イ) 令和5年度より開始となった定年延長制を踏まえて、本人の希望を尊重した役職定年後の働き方とするとともに、教育管理職の経験を活かせる職種拡大の整備を進めること。
 - ・ 特定管理監督職群の職
 - ・ 「主幹教諭」又は「指導教諭」、「教諭」へ降任した職
 - ・ 「定年前再任用短時間勤務制度」の職
 - ・ 「暫定再任用制度」（短時間勤務）の職
 - ・ 「暫定再任用制度」（フルタイム勤務）の職
 - ・ マイスターバンク登録制度の職
 - ・ 教員業務支援員や学習指導員等の支援スタッフ
 - ・ 副校長・教頭マネジメント支援員
 - ・ 市町村教育委員会と連携した上記職種等の各市町村への拡大
 - (ウ) 再任用者へ扶養手当及び住居手当等を、人事院の意見の申出（平成23年9月30日）に沿って支給すること。
 - (エ) 再任用短時間勤務の営利企業等への従事は、校務への支障がない限り許可すること。
- ③ 市町村立小中学校校務室長を管理職員へ指定すること。
- ④ 「定年延長制」における「役職定年制」の特例として認められる「特定管理監督職群」（校長、副校長、教頭）の具体的な情報提供と積極的な運用を図ること。

(2) 給与・処遇

- ① 教職員給与制度を見直し、教育の職責に応じたメリハリのある給料表の完全な6級制の制度化と号俸増設を図ること。特に、生活の基盤である給与又は退職手当等の減額は、絶対避けること。
- ② 教頭の俸給加算額（7,500円：2%以下）の改善を図ること（基準とする教職調整額4%の支給も見直し、最新の超過勤務実態に合わせて増率）。
- ③ 小学校・中学校の教職員給与と高等学校の教職員給与を一本化し、格差是正を図ること。特に、小中学校の校長、教頭の給与が、それぞれ高校の教頭、主幹（指導）教諭の給与を下回ることのないよう配慮すること。

(3) 手当・旅費

- ① 管理職手当を期末・勤勉手当及び退職手当の算定基礎へ繰り入れること。
- ② 義務教育等教員特別手当の支給額の改善を図ること。
- ③ 管理職員特別勤務手当の支給要件の拡大と請求手続きの簡素化を図ること。
 - (ア) 地域と協働する学校づくり推進のため、管理職の夜間、週休日、祝日、の活動参加に係る管理職員の特別勤務手当の適用枠の拡大。
- ④ 期末勤勉手当の役職段階別加算額については、教諭との均衡上、校長20%、副校長・教頭15%の一律引き上げを図ること。
- ⑤ 併設型及び一貫校の小・中学校を兼務する校長の処遇改善を図ること。
- ⑥ 普通旅費と修学旅行引率旅費の増額及び引率教員の増員を図ること。
 - (ア) 普通旅費等の速やかな執行
 - (イ) 団長・養護教諭分は別枠支給（特に学年1・2学級の場合）
 - (ウ) 特別な支援を必要とする児童生徒に配慮
- ⑦ 特殊業務手当については、3号業務による管理職員への特殊業務手当の支給を図ること。また、4号業務による管理職員が組織上やむを得ず部活動指導に関わった場合、特殊業務手当（部活動指導手当）の支給を図ること。

2 教育諸条件の改善・充実

- (1) 教職員定数改善計画と新学習指導要領実施に伴う円滑な教育活動を実施するための条件整備を図ること。
- ① 義務教育全学級での速やかな35人学級の推進
 - ② 生徒指導・特別支援・外国人児童生徒等、個別的教育課題への人的対応
 - ③ 小学校英語専科教員の増員
 - ④ ICT支援員の増員配置
 - ④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育巡回相談員の増員
 - ⑤ 法的な専門相談員としてのスクールロイヤーの派遣できる体制整備
 - ⑥ 学校問題解決支援コーディネーターや弁護士等による「専門家チーム」の学校現場における積極的な活用
- (2) 安定した教育活動が行われるように、産前・産後休暇、育児休業、介護休暇、病休等の職員を補充するための臨時的任用教職員の確保や配置について適切な施策を図ること。
- (3) 教頭、主幹教諭、指導教諭の配置の充実を図ること。
- (4) 中学校における免許外教科担任の解消を図ること。
- (5) 正規教職員による養護教諭、事務職員、栄養教諭、学校栄養職員の配置拡充と大規模校等への複数配置を図ること。
- (6) へき地・小規模校に複式学級解消及び教頭の学級担任解消を図る加配教員を配置すること。
- (7) 地方公務員法改正により、平成28年度から実施されている「教職員の育成・評価システム」は、教育現場の特性を考慮して適正な運用を図ること。
- (8) 「学校における働き方改革」を推進し、教職員の多忙化解消のための具体的な方策を図ること。
- ① 臨時的任用教職員の確保できる具体的な方策
 - ② 重責と激務を担う校長が心身の健康を維持し、校長の校務を遂行できるための支援
 - ③ 激務にさらされている副校長・教頭の職務多忙化の減少を図るための支援
 - ④ 運動部の部活動指導員の増員と文化部の部活動指導員の更なる配置
 - ⑤ 教員業務支援員・学習指導員等の支援スタッフの確保と配置充実
 - ⑥ 副校長・教頭マネジメント支援員の配置充実
 - ⑦ 給食費の公会計化
 - ⑧ 1年単位の変形労働時間制の導入の弾力的な運用
- (9) 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について適切な措置を講じること。

以上について、知事部局・県人事委員会・文部科学省・総務省等、関係機関への働きかけを図られたい。

資料4

令和6年10月28日

徳島県議会

議長 元木 章生 殿

徳島県小中学校管理職員協議会（徳管協）
徳島県公立学校教職員組合（徳公教組）
徳島県教職員団体連合会（徳教団）

徳島県議会議長に対する要望書

要 望 趣 旨

現在、学校現場においては、「令和の日本型学校教育」が目指す「全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現」に向けて、ＩＣＴの効果的な活用や少人数による学習指導等、様々な取組を進めています。このような状況に加え、平日の過密化や膨れ上がる事務作業等により、学校現場は多忙を極め、本来の業務に大きく支障を来している状況にあります。多様化・複雑化・困難化する教育諸課題に対し、学校現場が適切に対応するためには、学級編制の標準や教職員定数の更なる見直しを図っていくことが必要不可欠です。

しかしながら、計画的・安定的な教職員の増員が行われることなく、国や地方の厳しい財政状況により、教職員の給与等も縮減されています。このままでは、誇りとやりがいをもって職務に専念する意欲が低下するばかりか、若い優秀な人材を教職員として確保することが困難になります。今こそ、教育水準の維持向上のため人材確保法の主旨を尊重した施策が強く求められます。

更に、教材費や図書費等の教育費は一般財源化され地方自治体におりており、地方の財政状況によっては適切に措置されていない状況が見られます。一人一人の教育ニーズに応じたきめ細かな指導を充実していくためには、義務教育に係る費用を全額国庫負担にするなど、国が責任をもって教育予算を講じる必要があります。

つきましては、徳島県のみならず、日本の将来を左右する学校教育を充実させるため、県におかれましても、次の諸点が実現するよう国に対して要望していただけますようお願いいたします。

私たち徳管協と徳教団、徳公教組は、徳島の教育をよりよいものとするため、本件に関し、その目的を共有し、相携えて、本日ここに5,555名の署名を付して要望するものであります。私たちは、今後とも国が教育に責任をもち、教育水準の維持向上を図るためにも、義務教育に関わる予算を十分に確保するとともに、使命感あふれる優秀な教職員を配置するための予算措置を強く望みます。

要 望 項 目

- 一 今日的な教育諸課題に対応するため、早急に次期義務教育諸学校等の標準法を改正を図り、教職員定数の改善を図ること。
- 一 教育現場に優れた人材を確保するため、人材確保法を尊重し、教育専門職としてふさわしい給与・待遇とすること。
- 一 教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、義務教育に係る費用を全額国庫負担とすること。

資料5

令和7年1月15日

徳島県教育委員会

教育長 中 川 齊 史 殿

徳島県小中学校管理職員協議会

会長 近 藤 太

令和6年度 勤務条件に関する要望書

徳島県教育委員会におかれましては、本県教育の振興発展のため、格別の御高配と御尽力を賜り深甚の敬意を表します。

さて、令和6年度の勤務条件に関し、次の諸点につきまして適切な処置を講じていただけますよう要望いたします。

要 望 事 項

- ◎1 人事異動要綱の趣旨に則り、校長の経営上の意見が十分反映されるよう、校長の具申権をより尊重した人事異動を推進すること。
- ◎2 定期的な面接には、意図・目的を明示し、段階的に進展のある面接とすること。
特に最終面接には十分に時間をかけた適切な人事異動に努力すること。

- ◎3 定年延長制を見据え、将来を見通した計画的かつ継続的な人事異動を実施すること。
 - 4 年齢及び性別構成等を考慮した人事異動を実施すること。
 - 5 管理職任用においては、教育実績はもとより、経験、意欲、人間性や見識を重視した任用を図るとともに、校長の内申を尊重すること。
- ◎6 女性管理職の積極的な任用を図ること。
 - 7 計画交流については、実績、経験、意欲、人間性や見識を重視して適格者を配置すること。
- ◎8 教頭の全校配置と大規模校等への複数配置を推進すること。また、小規模校及び大規模校の複数教頭の内1名は枠外配置とすること。
- ◎9 小学校における外国語活動（英語）の専科教員の増員とプログラミング教育充実のための支援員の配置を図ること。
- ◎10 小学校6学級以上に専科教員の更なる増員を図ること。
- ◎11 中学校における免許外教科の解消のため、加配措置、非常勤講師等の配置を図ること。
- ◎12 ヘキ地、小規模校への複式学級解消のための加配教員を配置すること。
- ◎13 いじめ、不登校、子供の貧困問題や学校トラブル等の早期解決のための条件整備を図ること。
 - ①生徒指導・特別支援教育・外国人児童生徒等の個別の教育課題への人的対応
 - ②スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの相談時間の拡充及び特別支援教育巡回相談員の増員
 - ③法的な専門相談員としてのスクールロイヤーの派遣
 - ④県教育委員会内に設置した学校問題解決支援コーディネーターや弁護士等による「専門家チーム」の制度の周知と効果的な運用
- 14 人権教育推進に伴う適切な人的配置に努めること。
- ◎15 正規教職員による養護教諭、事務職員、栄養教諭、学校栄養職員の配置拡充と大規模校及び中規模校への複数配置を図ること。
- ◎16 市町村教育委員会に対して、小学校長の幼稚園長兼務の解消を引き続き強く要請すること。
- ◎17 新たな教職員定数改善計画を早期に確立し、法改正による中2～中3の35人学級の実現と個別の教育課題に対応した教職員定数の改善を計画的に実施するよう関係部局へ強く働きかけること。
- 18 様々な教育課題に対応するために、県単教員の確保を図ること。
- ◎19 安定した教育活動が行われるように、産前・産後休暇、育児休業、介護休暇、病気休暇等の教職員を補充するための臨時的任用教職員の確保や配置について適切な施策を図ること。
- ◎20 学校における「働き方改革」推進のための実行性のある施策を図ること。
 - ①臨時的任用教員の確保できる具体的な方策
 - ②重責と激務を担う校長が心身の健康を維持し、校長の校務を遂行できるための支援
 - ③激務にさらされている副校長・教頭の職務多忙化の減少を図るための支援
 - ④運動部の部活動指導員と文化部の部活動指導員の増員
 - ⑤支援スタッフ（教員業務支援員、学習指導員）の確保と配置充実
 - ⑥副校長・教頭マネジメント支援員の配置及び積極的な運用
 - ⑦給食費の公会計化
 - ⑧1年単位の変形労働時間制の導入の弾力的な運用
- ◎21 役職定年制・定年延長制を踏まえて、令和6年度末役職定年となる管理職員に対して本人の希望を尊重した役職定年後の働き方とするとともに、教育管理職の経験を活かせる職種拡大の整備を進めること。
- ◎22 令和7年度以降における「役職定年制」の特例として認められる特例任用管理職（校長・副校長・教頭）のより具体的な内容の情報提供と積極的な運用を図ること。
- ◎23 令和5年度末役職定年し、定年延長で降任・転任し令和6年度末で定年退職となる主幹教諭・指導教諭・教諭の前管理職員への面接や意思確認等は、本人の希望を十分に尊重し、進めること。